

2023 年度 神戸学院大学



ボランティア活動助成

受付期間 **2023年4月10日(月) ~ 2024年1月31日(水)**



たとえば、こんな学生…

- ・ 自分たちの課外活動を地域交流に役立てたい
- ・ 思いついた新しいアイデアを実現したい
- ・ 地域のボランティアと協同で何かをしてみたい
- ・ 授業で学んでいることを活かしたい
- ・ 活動の経験は浅いけれど、学生が中心になってチャレンジしてみたい など

たとえば、こんな取り組み…

- ・ 障害や国籍の有無の壁を取り除いて本音で交流
- ・ 若者が参加して地域をエンパワメント
- ・ 身近な生活空間に自然を取り戻すには？
- ・ 子どもが安心して遊べる場所はないの？
- ・ 停滞する地域の産業を学生の力で盛り上げる
- ・ 地域に貢献する公益事業の起業
- ・ 放送やインターネットを使って相互交流のネットワークを！ など

(災害時の緊急支援ボランティアは、対応の緊急性から対象としません。

別途、ボランティア活動支援室までご相談下さい。)



学生ボランティア育成助成では活動交通費、保険代も助成対象に！

 神戸学院大学
ボランティア活動支援室

助成金申請概要 ・本制度は「神戸学院大学ボランティア活動助成金規程」に基づき運営されます。

1. **運営・審査主体** ボランティア活動支援実行委員会
2. **相談・申請窓口** ボランティア活動支援室（KAC/KPC）

3. 助成の種類と助成の上限額等

- (1) **学生団体ボランティア活動推進助成金**（ボランティア活動助成A） 上限10万円
本学の学生団体（学生団体協議会、学部自治会、大学祭中央実行委員会、独立団体、体育会、文化会及び任意団体）の推進するボランティア活動
助成対象経費：活動に直接必要な活動消耗品、打合せ・下見のための交通費、通信運搬費、印刷製本費、会場費、講師謝礼金、資料代
- (2) **学生ボランティア育成助成金**（ボランティア活動助成B） 上限5万円・最大3年間継続支援
学生団体以外で、3名以上の本学の学生が主体となって推進するボランティア活動
助成対象経費：上記の「学生団体ボランティア活動推進助成金」の経費に加え、育成を目的として、団体構成員の活動交通費、保険代 を助成の対象とします。

4. 助成申請を受け付ける活動の期間

原則、計画されている活動に対して助成をします。（既に終了をした活動は対象としません）
活動開始日から当該年度の3月31日までの活動経費を対象とします。

5. **助成申請の受付期間** 4月～翌年1月の期間であれば、随時受け付けをします。
6. **助成申請書の提出** 「助成金交付申請書」に基づいて助成申請をしてください。

<提出先>

ボランティア活動支援室

KAC=3号館1階 KPC=KPC1 B号館3階 月～金曜 9:00～17:00

7. 選考及び決定

ボランティア活動支援実行委員会にて選考し、原則として申請のあった次月の末日までに申請者へ選考結果を通知します。選考の基準は以下です。作成する際に、しっかり確認してください。

<選考の基準>

- ・ **主体性** 活動を通して学生自身の主体性を育む効果が期待できるか。
- ・ **公益性** 他者や地域社会のニーズを捉え、ボランティア活動としてふさわしい取り組みであるか。
- ・ **波及性** 活動の成果に広がりや発展性が期待できるか。
- ・ **計画性** スケジュール、体制、予算等、実現性に問題がないか。

8. **助成金の交付** 助成決定通知後、交付します。交付の手続き等は決定通知時にお知らせします。

9. 報告の義務と公表

助成を受けた活動は、活動終了後1ヶ月以内に決算・活動報告をボランティア活動支援室へ提出してください。報告については、助成決定後にお知らせします。

【対象とする経費一覧】

渉外交通費	打合せ・下見のための電車及びバス等公共交通機関利用費
活動交通費（個人）※	団体構成員個人の活動交通費 ※ただし、学生団体ボランティア活動推進助成では対象外
消耗品費	事務用品（ノート、鉛筆、封筒、用紙等）等
備品費	備品費は1年以上継続して使用できるもので1万円以内
飲料費	熱中症防止対策の飲料水
原材料費	活動に必要な食材費、イベントなど出し物等に要する材料費
郵送費・運搬費	切手・はがき代、材料及び器材等の運送料
印刷費	資料及びチラシ等の印刷費
会場等借上費	活動の会場となる施設の借上げ費や器材等のレンタル代
施設入場料	社会教育施設等への入場料
講師謝金	研修会・講習会等に係る講師等への謝金 ※団体の構成員のみを対象とするものや、講師が構成員の場合は対象外
研修会等参加費	申請する活動に必要な外部研修会の参加費 ※研修会参加のみの申請は不可
書籍費	活動に直接必要となる書籍
保険代（行事用）	行事用保険、レクリエーション保険など活動を対象とした保険
保険代（個人）※	団体構成員個人を対象としたボランティア活動保険 ※ただし、学生団体ボランティア活動推進助成では対象外
その他経費	活動に直接必要な経費で上記区分に当てはまらない経費は事前相談ください

※渉外交通費・活動交通費ともに、以下を起点として計算してください。

授業期間中 : キャンパス起点

長期休暇中 : 自宅（下宿）を起点

【対象としない経費一覧】

人件費	アルバイト等労働の対価として支払われるもの
構成員の飲食費	団体構成員のための飲食費（熱中症対策など安全のための飲料水代は除く）
ユニフォーム代	ユニフォーム・帽子等
修繕費	備品等の修理に要する費用
事務所費用	事務所の借上げ及び維持に係る費用、電気・ガス代、水道、電話料金等
その他助成趣旨に合わないもの	ボランティア活動支援実行委員会にて判断します

※2019年度から育成を目的に、「学生ボランティア育成助成金」は団体構成員個人の交通費・保険代も対象とします。